

群馬公嘱だより | vol.53

発行／公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 Phone:027-252-2802
発行責任者／黒澤一久 編集委員／小野寺昭人、須田重一、青木多佳久、中山雅之

理事長報告



理事長
黒澤一久

社員の皆様におかれましては、日々、協会運営に対し、多大なご協力を頂きまして、誠に有難うございます。

又、各々の調査士事務所の業務がお忙しい中でのご協力に対しまして改めて感謝申し上げます。

さて、高崎市並榎町・上並榎町の一部で実施している平成28～29年度の登記所備付地図作成作業については、皆様のご協力の下、一筆地調査の第一回時立会いを行いましたところ、お手伝い頂いた皆様のご努力により、この時点で92%以上の確定率となりました。

続いて、未定の部分の第二次・第三次の立会いを行っていく事になります。

事前の地区内土地所有者に対する5回にわたる説明会においては、かなり厳しいご意見や質問がありましたが、丁寧な説明に努めながら所有者の方々のご理解を求めてまいりました。そういった経緯と現場で直接活躍された皆様のご努力があつての確定率であったと考えております。

更に登記所備付地図作成作業については、2期連続で高崎市並榎町・上並榎町・飯塚町の一部において、平成29～30年度が公告されました。8月30日(水)AM10:00より前橋地方法務局において入札・開札が行われ、応札致しましたところ、当協会が落札致しました。2期連続での作業となりますが、改めまして、皆様に対してのご協力の程、お願い申し上げます。高崎区域以外の社員の皆様におかれましても、是非ご参加頂けます様お願い致します。立会作業の進め方等、何かと参考になる事が多いのではないかと思います。

又、当協会も公益法人認定を受けてから5年という節目の年であることを踏まえて、皆様が協会業務を行う際に使用して頂くために、三角スケールの30cmと15cm一組を配布させて頂きましたので、どうぞご利用下さい。同時に各区域において官庁に対してのご挨拶と協会の広報の一環として、記念のマーカーペンを各区域長さんにお渡ししましたので、官庁等へ出向く折にはご利用頂きたいと思っております。

公益法人としての立入検査がありました。群馬県総務部学事法制課による公益法人認定から2回目の立入検査が9月5日(火)AM9:30～PM4:00協会事務局において行われ、常任理事以上6名・事務局2名・税理士事務所2名で対応致しました。協会運営に関する事項と会計に関する事項の2組に分かれての検査でした。公益法人特有の厳しいコンプライアンスが求められる中、各担当者が的確な対応をしたことで、当日の口頭による講評においては大過なく終了する事が出来たものと考えておりますが、以後の文章によるご講評・指摘事項等に注意を払って参りたいと思っております。

群馬県の嘱託業務については例年のとおりほぼ全面委託の方向で、前年比5.5%アップでの単価契約を締結致しました。

国土交通省高崎河川国道事務所については2年間ほど契約できませんでしたが、本年度は落札・契約ができましたので、各区域において業務発注の折には宜しくお願い申し上げます。

本年6月に群馬調査士会館が移転された事について、調査士会の同意を得て、以前と同様に調査士会館内に事務局を設置することができました。調査士会本会のご意見等を尊重しながら今後も一層努力を重ね、活動して参りたいと考えております。

最後に、今後の協会運営として、ご協力を頂いた皆様のご負担がなるべく軽くなるように、又、皆様から提供頂いた役務の対価として、できるだけ報われます様、努力して参りたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。理事長報告と致します。

平成29年度(第5回)定時総会議事録

公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

- 1 日 時 平成29年5月25日(木)
午前10時
- 2 場 所 前橋市大手町1-9-7
「群馬ロイヤルホテル」
- 3 社員の現在数及び出席社員数
社 員 数 176名
出席社員数 159名
(出席者81名、委任状出席者78名)
- 4 開催目的・審議事項
(1)平成28年度会務並びに事業報告について
(2)平成29年度事業計画について
(3)平成29年度収入支出予算について
(4)平成28年度収入支出決算承認について
(5)任期満了に伴う役員を選任について
(6)その他の件について

5 議事の経過及びその結果

司会者 平成29年度群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会定時総会の司会を担当する理事の青木多佳久と中山雅之で



ある旨を述べ、開会のことばを小野寺副理事長にお願いする。

開会のことば(小野寺副理事長) 平成29年度(第5回)定時総会を開会する旨を述べる。

司会者 次に理事長挨拶を黒澤理事長にお願いする。

黒澤理事長挨拶(要旨) 今日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。日頃より協会運営に対しまして、多大なるご支援ご協力をいただきまし



て誠にありがとうございます。

さて、平成27年度、28年度の前橋市総社町地区の登記所備付地図作成業務については、皆様のご協力により無事工期限内に終了することができました。28年度、29年度は、高崎市並榎町地区において6月頃から一筆地立会いが始まると思いますので、高崎地区の社員の皆様にはご協力をお願いします。

今年は、群馬県発注の公共嘱託業務について、昨年度比5.5%値上げをしていただき受託することができました。国土交通省高崎河川国道事務所についても、群馬公嘱が徐々に落札することができましたので、業務受注の際にはご協力をお願いします。

また今年は、公益社団法人に移行して5年目に当たるため、記念に三角スケールを全員にお送りするので、役立てていただきたいと思います。併せて、広報活動の一環としてマーカーペンのセットを各区域長に配布しますので、公嘱協会のPR方よろしくをお願いします。今後とも、役所に対する業務の拡大を図っていきたいので、協会運営にご協力をお願いします。

今回は、役員改選の年であり、理事の方々をこの総会の中で選んでいただくこととなります。県学事法制課の

指導により、一括決済方式ではなく、一人一人挙手をして決めてもらうこととなります。出来るだけスムーズに進行していくよう、ご協力をお願いします。以上、言葉整いませんが、挨拶といたします。

司会者 議長の選出について、出席社員にその選出方法を諮る。

(司会者一任の声)

司会者一任の声により、他に異議のない事を確認のうえ、議長団に前橋区域茂木義行と高崎区域 吉田 勤の両社員を指名した。

議長 (茂木義行・吉田 勤) 議長就任の挨拶を述べる。



次に、本日の総会は、定款第13条の規定に基づくもので、同第17条により決議を必要とする重要事項である旨を述べるとともに、議事録署名者に

前橋区域 森 秀美

高崎区域 横 田 拓

の両社員を指名し、書記に

前橋区域 木 村 孝

高崎区域 須 藤 英 昭

を、指名する。

議長 次に、本日の出席社員数を報告する。

社員総数 176名

出席社員数 81名

委任状提出社員数 78名

合計 159名

よって、総会成立に必要な社員出席者数が過半数を超えているので、総会は成立していることを告げる。

議長 これより、報告事項に入る旨を告げ、報告第1号『平成28年度会務並びに

事業報告について』、報告第2号『平成29年度事業計画について』、報告第3号『平成29年度収入支出予算について』執行部の説明を求める。

須田総務部長 『平成28年度会務並びに事業報告について』を議案書に基づき説明を行う。

岡本業務部長 『平成28年度公共嘱託登記契約状況』及び『平成29年度事業計画について』を議案書に基づき説明を行う。

小須田経理部長 『平成29年度収入支出予算について』を議案書に基づき説明を行う。

議長 執行部の説明が終了した旨を告げ、質疑その他の意見のある社員は所属、氏名を告げて、簡潔に要領よくまとめて発言するよう求める。

議長 質疑等がないことを確認して報告事項を終了し、議事に入る旨を告げる。

(議長交替)

議長 議案第1号『平成28年度収入支出決算承認について』執行部の説明を求める。

小須田経理部長 平成28年度収入支出決算承認について』を議案書に基づき説明を行う。

議長 説明終了後、本件については、監事が監査を実施しているので、伊藤監事より監査結果の報告を求める。

伊藤監事 定款第39条の規定により、平成29年4月20日、監査を実施したところ、予算は適正正確に処理されており、業務の執行も適正であった旨の報告をする。

議長 執行部の説明並びに監事の監査結果の報告が終了した旨を告げ、質疑その他の意見のある社員は所属、氏名を告げて、簡潔に要領よくまとめて発言するよう求める。

議長 特に、質疑、意見等がないようなので、採決に入る。議案第1号について、賛成の社員の挙手を求める。

(挙 手 多 数)

議 長 挙手多数。よって、議案第1号は原案どおり可決承認された旨を告げる。

議 長 次に、議案第2号『任期満了に伴う役員を選任について』の審議を求め、執行部の説明を求める。

須田総務部長 定款第20条第1項の規定により、選任する役員は理事17名と伊藤監事の辞任に伴う監事1名であることを説明する。

議 長 執行部の説明終了を告げると共に、選考委員会を『まゆだま』にて開催する旨を告げ、各区域推薦の選考委員名を読み上げる。

- 前橋区域 森 秀 美
- 木 村 孝
- 伊勢崎区域 古 澤 亮
- 桐生区域 吉 原 敏 紀
- 太田区域 和 田 喜 由
- 高崎区域 築 瀬 勝
- 横 田 拓
- 藤岡区域 清 水 雅 彦
- 富岡区域 井 上 正 明
- 安中区域 花 岡 洋 文
- 沼田区域 高 橋 伸 司
- 吾妻区域 倉 田 進
- 渋川区域 萩 原 澄 之
- 館林区域 木 内 聡

以上の委員により、選考委員会を開催するので、暫時、議事を休憩する旨を告げる。

議 長 議事を再開する。

(選考委員長、選考結果を議長に渡す。)

議 長 選考された理事及び監事候補者を発表(報告)する。

始めに、理事候補者

- 前橋区域 青 木 多佳久
- 伊勢崎区域 徳 江 正 幸
- 桐生区域 水 出 英 和
- 太田区域 霜 田 雅 行
- 高崎区域 糸 田 延次郎
- 藤岡区域 藤 田 耕 司

- 富岡区域 武 藤 政 尚
- 安中区域 中 山 雅 之
- 沼田区域 須 田 重 一
- 吾妻区域 古 藤 充 昭
- 渋川区域 小 池 隆
- 館林区域 北 村 茂 男
- 高崎区域 小野寺 昭 人
- 高崎区域 小須田 上 司
- 前橋区域 岡 本 芳 行
- 高崎区域 白 川 直 樹
- 藤岡区域 黒 澤 一 久

次に、監事候補者

- 前橋区域 宮 崎 正 行

以上のとおりである旨を告げ、定款第17条第3項の規定により、候補者ごとに理事及び監事選任について、賛成の社員の挙手を求める。

議 長 各候補者全員、挙手多数。よって議案第2号は選考結果報告のとおり可決承認された旨を告げる。



続いて、選任された理事並びに監事の就任承諾を確認、全員就任を承諾する。

なお、定款第20条第2項による、理事長、副理事長、常任理事を選定する理事会を総会閉会後に開催することを告げる。

議 長 次に、議案第3号『その他の件について』審議する旨を告げ、内山社員から事前に質問があることを述べ、内山社員に質問の趣旨説明を求める。

前橋区域 内山秀三社員 嘱託登記について、質問というかお願いをさせていただきたい。

現在、分筆嘱託登記事件に関する不

動産調査報告書については、分筆登記
嘱託者による立会証明書あるいは測量
に関する報告書が作成され、嘱託書に
添付されているので、土地家屋調査士
の作成する報告書は作成しないで済む
ようお願いできないか。

須田総務部長 不動産調査報告書(93条調
査報告書)は、契約上の添付書類のため
省略することはできない。平成20
年に法務局と公嘱協会と県の3者で打
合せを行った結果、現在の取扱いと
なっており、この見直しを行い取扱い
を変えない限り、省略することはでき
ない。今後、理想の形に向けて、少し
ずつ進めて行けたらと思っている。

議長 その他、発言等の有無を確認するが、
特に無いようなので、以上で本日の議

事が全部終了したことを告げ、退任の
挨拶を述べる。

閉会のことば(小池副理事長) 閉会のこと
ばを述べる。

以上をもって、平成29年度(第5回)定時
総会の議事全部を終了したので、午前11時05
分閉会した。

上記議決を明確にするため、定款第18条の
規定により、議長及び議事録署名者これに署名
押印する。

平成29年5月25日

議長	茂木義行	Ⓜ
議長	吉田勤	Ⓜ
議事録署名者	森秀美	Ⓜ
議事録署名者	横田拓	Ⓜ

◆ 公嘱協会 会務報告 (平成●年●月●日～平成●年●月●日) ◆

新会館の紹介

平成29年4月27日(木)、竣工式及び落成式を経て、同年6月26日(月)より新会館での業務が開始されました。これに伴って我々、公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、公嘱という)も同日に従来通り賃借により新会館での業務開始となりました。

大まかな場所は殆どの方がご存知であると思いますが、下図の通りJAビルの少し南側で前橋南インターチェンジの少し北側です。実際に行ってみると通り過ぎてしまいそうになる位、入口が微妙に分かりにくいです。これについては公嘱の方で、もう少し目立つようにすべく対応中です。

新会館の駐車スペースは従来より少し増えた感じです。建物については2階の会議室が1~3区画まで容易にレイアウトでき、3区画とした場合でも各区画にエアコンがあるので従来に比べてとてもエコな感じがします。1階にも会議室が1つあるので、最大で4つの会議などが並行してでき、ここに設計の拘りを感じます。

これにより各区域単位での会議や研修会などの予約が取りやすくなると思います。

それと、1階にはコーヒー、お茶、水などが無料で飲める簡単なドリンクサーバーがあります。これは結構重宝されると思われ、コストパフォーマンス的には抜群だと思います。

最後に、9月下旬から10月上旬の間に、広さ6畳の倉庫が設置されます。設置場所は敷地の北西のカドの予定です。この倉庫は公嘱と本会との共有ですが、これにより精密機器を除き14条地図作成事業に必要な機材等の置場が確保される事となります。

(記：青木理事)



群馬土地家屋調査士会新会館案内図

〒379-2141

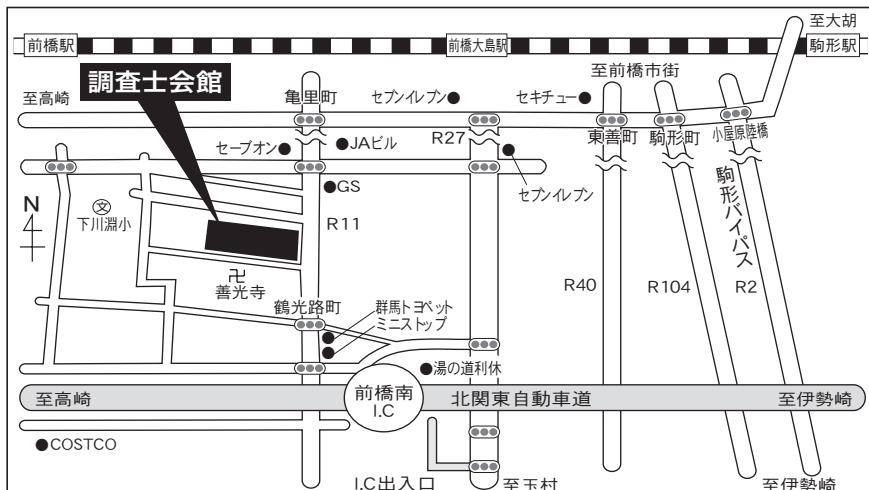
群馬県前橋市鶴光路町19番地2

TEL：027-288-0033 (調査士会)

FAX：027-265-6810

027-289-9866 (センター)

027-289-9822 (公嘱協会)



公益法人の立入検査について

総務部長 須田 重一

平成29年9月5日、公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に、群馬県による公益認定法第27条第1項及び第59条第2項に基づく立入検査がありました。

3年毎に行われ、初回は平成27年1月15日に実施されており、今回は2回目の検査です。

検査は以下のとおり。

1 検査実施日時、場所

平成29年9月5日(火)、午前9時30分～午後4時まで 昼食時間1時間を除き約5時間半。

群馬県前橋市鶴光路町19番地2 事務所2階会議室

2 立入検査を行なった職員

群馬県総務部学事法制課公益法人係 補佐(係長) 前川 浩三氏

群馬県総務部学事法制課公益法人係 主任 鈴木 崇之氏

以上2名

3 法人側立会者

初回(平成27年1月15日)の立入検査と同様、以下の者が対応した。

理事長、副理事長2名、常任理事3名、会計事務所2名、事務局職員2名

以上10名

4 事前資料準備

次の書類等を検査会場に揃えておき、検査状況に応じて必要書類を持ち込んだ。

①公法協の案内パンフレット ②定款・諸規程 ③出版書籍・各種研究報告書

④法定の備え置き書類一式 ⑤機関誌『公嘱だより』 ⑥認定書・登記関連書類

5 検査次第

名刺交換後、2階会議室へ移動し長机を口の字形式に全員が顔を見合わせるよう配置して、全員の自己紹介の後、検査を開始した。

1) 理事長挨拶と小野寺副理事長説明

検査官より、まず事業の状況等について説明を求められ、理事長の挨拶の後、小野寺副理事長が当協会の事業概要を説明した。内容としては、目的業務や受託先(官公署)、具体的作業(14条地図作成作業)等について、その構成事業も含め経営方針及び現状を説明し、さらに、財務の状況についても概要を説明した。特に、大きな災害時に備えた災害積立金について、認めていただけるよう強調した。

2) 事業運用状況の説明

検査官より、協会の業務運営面について平成29年度総会資料に基づき、特に理事会、常任理事会について事業報告と内容について順次説明を求められ、各役員、事務局で口頭にて対応した。質問の内容は次のようなものであった。

- ・理事会と常任理事会の使い分けについて
- ・報告事項の第1回理事会と第7回理事会は報告されているが、2回から6回は報告書に記載がない。
- ・代表理事及び業務執行理事の職務執行報告は、どのような方法で報告されているのか。議事録は保存してあるのか。
- ・協会役員の選任は、どのように行われているか。
- ・前回指摘のあった改正した役員報酬の掲示方法は、どのように行われているか。
- ・社員総会の出席社員数確認方法と報告について
- ・持ち回り決議の方法についての確認
- ・社員総会時の役員就任の議決は一人ひとり行われているか。
- ・役員就任時の欠格事由の確認書について、就任者から提出してもらい保存してあるか。経歴書も添付してあるか。10年間保存義務があるので、保存状況について。
- ・議事録署名人の署名は、記名でなく署名をしているか。
- ・会計事務所に当協会との業務受託内容を確認した。

等など、定款に基づき業務の執行状況を口頭にて確認する形式で午前中は終了した。

3) 業務運用面に関わる検査

午後からは、業務運用面と会計面の2部門にわかれた。業務運用部門は、小野寺副理事長、岡本業務部長と私で担当した。

午前中の質問事項に対する具体的な書類の検査であり、主に「常任理事会及び理事会の議事録等」、「社員総会の議事録を含む書類」、「社員総会の出欠方法のはがきの確認」、「理事報酬規則」、「監事報酬に関する規則」、「入会に関する規則」、「その他の規則」等についての質問、検査があった。検査内容は、前回検査時の指摘を受けた項目について、改善され正しく運営されているかどうかの確認で、各書類に目を通し内容をチェック、質問、それに答える形式で行われた。

4) 講評

最後に午後3時30分過ぎから検査官による講評があった。

公益目的事業が定款・規程どおり行われているかなどを確認した結果、持ち帰って検討することはない旨の講評があった。しかし、細かなところでは、みなし理事会の報告、職務執行状況の報告方法、総会議事録の署名や規則改廃の附則欄について指摘を受けたので、後日の、検査結果の通知を受け改善して行きたいと思います。

初回の立入検査の時は、総会の議決方法や規則の制定、改廃等々、業務全体に細かい指摘を受けましたが、今回はそのようなことはなく、今後の公益事業展開の確認など着実に公益のために事業を進めている限り、検査に不安を抱える必要はないと感じました。

公益法人の立入検査について

経理部長 小須田 上司

平成29年9月5日、当協会の運営と会計について、群馬県総務部学事法制課公益法人係の前川係長及び鈴木主任の立入検査がありました。

午前9時30分に県から検査の進め方等の説明があり、次に当協会の事業概要について、県からの委託が主であること、また14条地図作成作業について説明を致しました。

その後、運営と会計について、それぞれ分かれて検査をし、会計については、同係の鈴木主任が検査を担い、当協会からは小池副理事長と私に対応し、顧問のあすか税理士法人の担当者もご同席されました。

主だった検査については、まず決算書について説明を求められ、特に本会への賃借料に関し、毎事業年度の諸経費について交わした覚書は、新たに契約書を作成するように指導がありました。その他に資産の通帳の管理及び事務局の金庫の鍵の扱いについて、並びに未収入金、未払金についての概要の説明を、固定資産の什器備品の内訳(会計ソフト、地図整備ソフト、パソコン、TS等)と使用目的についても説明を求められました。

また、当協会の運営の会計処理に関し、前回の検査で認めて頂けなかった災害積立金の設立と、各区域の会議費について、弁当代若しくは食事代をその経費として認めて頂けるようお願い申し上げます。

災害積立金については、予測不能な災害の復興支援活動に万全の対策を図るためと、他協会の事例やパンフレット等を用い説明したところ、ポジティブな返事を頂きました。しかしながら、各区域の会議費については、難色を示され、検討してみるとのことです。

検査終了後、県から口頭で検査結果の講評がありましたが、概ね良好であるとの言葉を頂きました。また前段の災害積立金と各区域の会議費については、後日、書面で検査結果の通知にて、認否を知らせるとの説明がありました。

また検査結果の通知がありましたら、報告いたします。

以上

1 4 条地図作成作業に参加しての感想

沼田支部長 吉野 清明

真夏の日差しが厳しい7月、8月に、4日間14条地図作成作業に参加させていただきました。私の青春時代の高校生活は、前橋市に下宿して通っていたので、暑さは知っていたのですが想像以上に暑かったです。日影に入っても涼しく感じないのが、沼田方面との大きな違いでした。

今回参加させていただいて1番驚いたのは、法務局の担当職員の中に私の小中学校の同級生の志田友宏氏がいたことです。最近連絡をとってなかったのでお互いにビックリしました。みなさん大きな心で見守っ



てやってください。余談です。すみません。

現場では、境界標の設置、写真撮影、署名・押印等の作業を一通り体験させていただきました。境界標の設置、写真撮影は、通常の業務の範囲内でしたが、署名・押印等の作業はなかなか容易ではなかったです。現場を良く理解出来ていなく、境界立会い時の主張、意見等も把握出来ていない状態で、署名・押印等をいただきに伺う時

もあり、そんな時に質問や愚痴を聞かされて困ってしまったこと(なんとかすべて突破しました)もありました。ですが、そんなことは関係なしに難なくこなしてしまう、土地家屋調査士の先生方のすごさをあらためて実感することが出来ました。

いつもと違う緊張感の中、戦力になれたか分かりませんが、私なりに精一杯作業をさせていただきました。勉強になり、そして、吸収させていただいたものもたくさんありました。次もお手伝いしたいと思います。ありが



1 4条地図作成作業に参加して

白川 直樹

6月12日から7月27日までの7週間にわたり並榎町・上並榎町地区の14条地図作成作業の境界立会を行いました。今回の立会は筆界点方式という方法でしたので、事前に測量班が現況測量を行い公図・地積測量図等の各資料を基に仮杭を設置して、立会を行うという方式でした。

今回、私は班長をさせて頂きましたが、境界立会の前に地積測量図等の資料に目を通したり現地を下見したりする時間が十分に取れなかったため、実際の一次立会の時の立会前に資料に目を通し、測量班の担当者と対象土地の周りを歩きながら仮杭の確認をして、すぐに立会を行うといった段取りとなってしまいました。そのため、自分の中で十分に整理ができていない中での立会となってしまい、境界に対して異議があった場合にその場です



くに対処するのは大変でした。この一次立会でほとんどの箇所を確定しておかないとその後の作業スケジュールに影響が出てしまいますので、異議があった場合には各資料を提示して同意を得られるように時間をかけ説明しましたが、私の力不足で再立会になってしまった箇所も多々ありました。

今後の課題として、班長・副班長はできるだけ早く決め、現況平面図と各資料から班長自らが重ね図を作成し、事前に現地もよく把握してから一次立会に臨む事がとても重要だと改めて感じました。

来年度も高崎で14条地図作成作業が行われますし、今後も地図作成作業は続いていく予定かと思っておりますので、今までの作業の反省点を踏まえ効率的に作業が行えるよう準備していきたいと思っております。



平成29年 法14条地図作成の感想

高崎支部 羽鳥 良二

高崎市と前橋市で交互に行われてきた法第14条地図作成が、今年は高崎で行われました。不動産登記法第14条の地図、いわゆる14条地図も何種類もあり国土調査法、区画整理法による地図はよく見かけますが、その中でも『法務局作成地図』と記載のある地図は国土調査法や区画整理法の地図と比較してそれほど見かけません。

私は調査士の登録をしてから3年目の未だ新人です。2年前の登録した年に高崎市で14条地図作成が行われたので、今回で2度目の協力です。その時に地図作成の作業協力に関する話をして頂き、「本物の14条地図作成だから」と先輩に言われ、この言葉が私の心にとっても響きました。もちろん地図に本物とその他の区別はないのですが、法務局による地図作成に、調査



士が関わっている事はこれまで知りませんでした。前回はやるべきことや段取りが分からなかったので、協力の初日は不安でした。しかし、そんな私でも同じ班の先輩方からとても親切にアドバイスなど頂いたので、少しは役に立てたかと思えます。そんな経験値の浅い私が、今回の14条地図作成の班長をすることになったのですが、班長といっても、前回は3班体制で各班長が最初から最後まで続けて関わったのに比べて、今回は2班体制で班長の人数を増やし、1つの班で複数の班長が日ごとに分担するという体制でした。班長1人の負担が少なくなるように配慮されていた今回の班体制もあり、私に班長の打診をされたときには、一つ返事で引き受けることにしました。

当然、私ほどの実力では満足に班長という大役が果たせるわけもなく、事あるごとに先輩方に「こういう時はどうしたら良いでしょうか?」と頼りっきりであったことは言うまでもありません。多くの先輩方は私の実力も当然知っていたので親身になってアドバイスを下さり、地権者さんに即座に言い直すことも何度かありました。緊張感の中でも待機中に先輩方と会話をするのは楽しい時間でした。先輩方と横田調査の方々の陰に隠れて班長というのは名ばかりのサポート役程度しか出来ませんでした。私にとって、貴重な経験をさせて頂きました。引き続き出来る範囲で協力していきたいと思えます。



2017/09